

福島県中小企業組合士会規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、中小企業組合士の自己啓発と福利増進を図るとともに相互研鑽により資質の向上に努め、もって組合の健全な発展に資することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、福島県中小企業組合士会と称する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、福島県中小企業団体中央会内に置く。

第2章 事業

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 講習会、研修会等の開催
- (2) 視察、見学等の実施
- (3) 福利厚生に関する事業
- (4) 情報の提供
- (5) その他必要な事業

第3章 会員

(資格)

第5条 本会の会員は、福島県内に居住し、又は事務所を有する下記の者とする。

- (1) 正会員 中小企業組合士制度にもとづく組合士の認定を受けた者
- (2) 準会員 中小企業組合士検定試験に合格した者及び受験しようとする者

(加入)

第6条 本会に加入しようとする者は、加入申込書を本会に提出し理事会の承認を得なければならない。

(脱退)

第7条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その翌日から会員の資格を失う。

- (1) 死亡
- (2) 脱退の申出
- (3) 組合士の資格を失った時

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第4章 役員及び職員

(理事及び監事)

第9条 本会に役員として理事及び監事若干名を置く。

(選任)

第10条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事は正会員から、監事は正会員、準会員又は員外者から選任する。ただし、監事のうち正会員でない者は1名を超えることができない。
- 3 理事のうち1名を会長、1名を副会長とし理事の互選によって選任する。

(会長)

- 第11条** 会長は、本会を代表し会務を総理する。
2 会長に事故あるときは副会長がその職務を代理する。

(監事)

- 第12条** 監事は、本会の会計を監査する。

(任期)

- 第13条** 役員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

(顧問及び相談役)

- 第14条** 本会に顧問及び相談役を置くことができる。
2 顧問及び相談役は、学識経験者のうちから理事会の議決を経て会長が委嘱する。

(職員)

- 第15条** 本会の事務を処理するため職員を置くことができる。
2 職員の任免は、理事会に諮って会長が行う。

(規約又は規程)

- 第16条** 事業執行その他必要なる規約又は規程は別に定める。

第5章 総会及び理事会

(総会)

- 第17条** 本会に総会を置き、会長が招集する。
2 総会は、毎年1回年度終了後2ヶ月以内に招集する。
但し、必要があるときは、臨時に招集することができる。
3 総会は、次の事項を審議決定する。
(1) 規約の改廃
(2) 事業計画、収支予算の決定
(3) 事業報告、収支決算の承認
(4) その他理事会において必要と認める事項
4 総会の議事は、会員の半数以上が出席し、その過半数で決する。

(理事会)

- 第18条** 本会に理事会を置き、会長が招集する。
2 理事会は、次の事項を審議決定する。
(1) 総会に提出する議案
(2) 本会運営に関する事項
(3) 規程の制定及び改廃
(4) その他必要な事項
3 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

第6章 会計

(会計年度)

- 第19条** 本会の会計年度は、毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終るものとする。

(経費)

- 第20条** 本会は、次のものをもってこれにあてる。
(1) 会費
(2) 寄付金及び助成金
(3) その他の収入金